

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和8年10月30日とする。ただし、当該期日後、予算の範囲内で補助金を交付できることが明らかである場合はこの限りでない。

(改修工事の対象)

第3条 要綱別表2の1(2)の改修工事の対象は、外気に接した窓、壁、2階建て以上の住宅の場合で、1階の床、最上階の天井等とする。外気に接しない窓（廊下に面した窓等）、室内の外気に接しない壁、2階建て以上の住宅の場合で、1階の天井、2階の床等は対象外とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月30日から施行する。